

- (8) 任意継続組合員 退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者が、退職の日から20日以内に任意継続組合員となることを申し出た者
- (9) 臨時職員 常勤的非常勤職員

3. 組合員資格取得に関する提出書類（規程第91条、第93条関係）

(1) 組合員の範囲(1)の者（P1「組合員の範囲」参照）

- ① 組合員申告書（P18参照）
 - ② 年金加入期間等報告書（P20参照）
 - ③ 基礎年金番号（通知書等）の写（以前の資格取得時に提出している場合は不要）
 - ④ 預金通帳の写
 - ⑤ 年金受給権者再就職届書（P21参照）及び年金証書の原本（公務員共済年金受給者）
- ※ 資格取得時に被扶養者の申告をする場合は、被扶養者認定に必要な書類（P9参照）を添えて提出する。
- ※ 被扶養者となる配偶者（20歳以上60歳未満）がいる場合は、国民年金第3号被保険者関係届（該当）も提出する。（P37参照）

(2) 組合員の範囲(9)の者（P1「組合員の範囲」参照）

- ① 組合員の範囲(1)の者の提出書類
 - ② 臨時職員任用に関する証明書（P22参照）
 - ③ 出勤簿の写
 - ④ 有給休暇簿の写
 - ⑤ 臨時的任用職員取扱要領（貸金支弁職員雇用管理規程）の写
 - ⑥ 辞令の写
- ※ 1年以上経過後の資格取得となります。

「基礎年金番号通知書」を紛失した場合、組合員が年金事務所に再交付の手続きをとりその写を添付する。

「基礎年金番号通知書」再交付の連絡及び問い合わせ先
最寄の年金事務所（下表参照）

福島県内年金事務所 所在地一覧表

年金事務所	所 在 地
東 北 福 島 平	福島市北五老内町3-30 〒960-8567 ☎024-535-0141
	いわき市平字童子町3-21 〒970-8501 ☎0246-23-5611
相 馬 郡 山	相馬市中村字桜ヶ丘69 〒976-8510 ☎0244-36-5172
	郡山市桑野1-3-7 〒963-8545 ☎024-932-3434
会 津 若 松 白 河	会津若松市追手町5-16 〒965-8516 ☎0242-27-5321
	白河市郭内115-3 〒961-8533 ☎0248-27-4161